島嶼会館利用上のお願い

島嶼会館の公共性と安全性を確保する為、当会館をご利用のお客様には、宿泊約款第９条に基づき下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。この規則で、定められた事項をお守りいただけない場合には、ご利用をお断りすることもございますのであらかじめご承知下さい。

１．指定された喫煙室以外での喫煙はなさらないで下さい。
２．当会館で、暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等は、ご使用にならないで下さい。
３．当会館に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
（イ）動物などペット類一般、ただし介護犬は除く。
（ロ）不潔または悪臭のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
（ハ）著しく多数量の物品
（ニ）発火又引火しやすい火薬類、油類又は危険性のある物品
（ホ）保持を許可されていない銃砲、刀剣類
４．当会館で、他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌及びテレビやラジオの音量を大きくする等喧騒な行為はなさらないで下さい。
５．ナイトウエアー、スリッパでの外出はしないで下さい。
６．外来客を客室内にお招きになったり、客室内の諸設備、物品などを使用させたりなさらないで下さい。
７．当会館で、とばく又は風紀を乱すような行為はなさらないで下さい。
８．当会館で、みだりに広告物の配布、掲示又は物品の販売等をなさらないで下さい。
９．島嶼会館外から飲食物の出前をとらないで下さい。
10．客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないで下さい。
11．当会館の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途に使用なさらないで下さい。
12．当会館の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させること等、現状を変更するようなことはなさらないで下さい。
13．当会館の外観をそこなうような物品を窓にお置きにならないで下さい。
14．当会館のロビーなどに所持品を放置なさらないで下さい。
15．ご宿泊に際し、現金・貴重品は、客室内の金庫にお預け下さい。
16．不可抗力以外の事由により、建造物、備品その他の物品を損傷、紛失又は汚染された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
17．お預かりの洗濯物やお預かり品の保管期間は、お預かり日より３カ月とさせていただきます。
18．お部屋でのご面会は固くお断り致します。１階ロビーをご利用下さい。尚、ご面会時間は、午前０時までとさせていただきます。
19．駐車場のご利用にあたり利用規定をお守り下さい。
20．ご予定宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロント係にご連絡下さい。
21．ご宿泊当日のご予約及びお申込は、原則として前受金をいただきます。
22．ご宿泊期間中に料金のお支払いを請求申し上げた場合は、直ちにお支払い下さい。長期にわたるご

宿泊の場合、3 日毎に料金をお支払い下さい。3 日以内でも 30,000 円を超えた場合、請求があればお支払い下さい。

23. ご宿泊期間の延長を希望される場合は、すでに経過した期間の料金をお支払い下さい。
24. 当会館の施設をご署名でご利用される場合は、必ず客室カードキー及び宿泊カードをご提示下さい。
25. 当会館の門限はございません。ただし、外出の際にカードキーを必ず携帯してください。夜間に帰館する際に必要となりますので、ご注意ください。
26. 当会館でのお忘れ物は、遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。